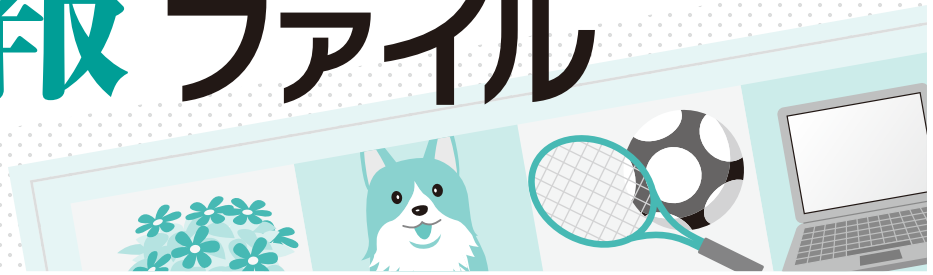


情報ファイル

information file



国保・医療

**国民健康保険税の
第1期・第2期は
仮算定による税額です**

平成24年度の国保税は、年8回に分けて納めていただきますが、4月時点では前年中の所得金額および固定資産税額が確定していないため、国保税を算定することができません。

そこで、国保税が確定する第3期までは、暫定的に平成23年度の年税額（年度途中から加入した世帯の場合は、1年間に換算した額）の8分の1相当額（1期あたり）を税額として納めていただきます。

これを仮算定といえます。仮算定（第1・2期）の納税通知書は、4月中旬にお届けする予定です。

もし、平成24年度の国保税が平成23年度の年税額の2分の1に相当する額に満たないと思われる場合は、税額の修正を申し出ることができますので、市民窓口グループまで問い合わせてください。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎52-11111（内線261・262）

国保一部負担金の減免 徴収猶予

災害や、事業の休廃止などにより生活が困難になったとき、国民健康保険では、病院などの窓口での自己負担額（一部負担金）が、減免などされる制度を実施しています。

対象となる方は、次のとおりです。

対象となる方 一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、次のいずれかに該当したことにより、資産および能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が困難になった場合において、申請により必要があると認められるときは、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行います。

- ① 震災、風水害、火災そのほかこれに類する災害により死亡したとき、心身障がい者となりまたは資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少し

たとき。

※ただし、条件により対象とならない場合がありますので、詳しくは、市民窓口グループまで問い合わせてください。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎52-11111（内線261・262）

後期高齢者医療保険料の 年金天引き開始

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き（特別徴収）される金額を4月上旬にお知らせします。

年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まります。

保険料は前年の本人の所得をもとに計算をしますが、4月～8月までの年金からの天引きで、平成24年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎52-11111（内線227・217）



高浜市シルバー人材センター 名称の変更について

平素は、シルバー人材センター事業にご支援、ご協力をいただき有難うございます。

この度、社団法人高浜市シルバー人材センターは平成24年4月1日より公益社団法人高浜市シルバー人材センターへ移行いたしました。

今後は、新制度事業を展開し、従来以上に地域の皆様から幅広い信頼をいただけるセンターを目指して参りますので、よろしくお願ひいたします。

問合せ先 公益社団法人 高浜市シルバー人材センター
☎52-5081

過払い金の返還 債務整理の無料相談

刈谷駅から
徒歩0分

着手金0円

事件処理に着手するまで



司法書士 今井裕司

このような方はご相談下さい!

- 払い過ぎた利息を取り戻したい!
- 過払い金のある貸金業者が倒産したら?
- 年収の1/3以上は借りられないの?

刈谷市南桜町1-73 南口ファミマ2F

司法書士法人 あいち司法&相続 **0120-979-851**